

■ Article ■ .....

事業承継税制について（平成 30 年度税制改正を中心に）

税理士 宮本 雄司

平成 30 年度税制改正において、事業承継税制の分野では従来から更に踏み込んだ改正が行われた。日本の中小企業の経営者の高齢化が叫ばれ、事業を継続していくためには、社長の代替わりを円滑に進めるための一層の改革が不可欠と思われていたが、今回の改正において、それに一定の道筋がつけられたように感じられる。

本稿では、平成 30 年度税制改正における事業承継税制の概要、これまでとの相違点や、今後の手続について留意すべき点にも触れながら、解説していくこととしたい。

- これまでの事業承継税制の改正の経緯
- 平成 30 年度税制改正の内容
- 実際に適用を受けるために留意すべき点
- 手続について留意すべき点

1. これまでの改正の経緯

ここ 20～30 年の間に日本の中小企業の経営者の年齢分布を見ると、その一番多い年齢層が 40 歳台後半から 60 歳台後半へとシフトし、会社を継承する人が見つからずに廃業してしまう中小企業が急増しており、日本経済を底辺で支える中小企業の技術やノウハウが途絶えてしまう危険性が指摘されている。

これまでに、税制の面から事業承継を使いやすいものにすべく、改正が重ねられてきた。その概要を以下に示す。

<平成 25 年度税制改正>

親族外承継…親族に限定されていた後継者を親族外でも適用可能に。

雇用 8 割維持要件の緩和

…5 年間毎年維持とされていた雇用 8 割維持要件を「5 年間平均」に緩和。

役員退任要件の緩和

…贈与時に「役員を退任すること」とされていた要件を「代表者退任」に緩和。

事前確認の廃止

…経済産業大臣の「事前確認」を受けていなくとも制度の利用が可能に。

#### 納税猶予打切りリスクの緩和

… 利子税率の引き下げ、承継5年超で5年分の利子税の免除。

#### 債務控除方式の変更

… 債務控除を株式以外の財産から行うことで、納税猶予の効果を高める。

#### <平成27年度税制改正>

##### 贈与税の納税猶予・免除制度の拡充

… 1代目が存命中に、2代目が3代目に納税猶予・免除制度を活用して贈与した場合は、2代目が猶予されていた贈与税の納税義務を免除する。

#### <平成29年度税制改正>

##### 小規模企業を中心とした雇用確保要件の緩和

… 雇用確保要件8割基準の従業員の端数切捨て（従業員数5人未満の企業で従業員が1人減った場合でも適用を受けられる）

##### 相続時精算課税制度との併用解禁

… 贈与税の納税猶予が取消となった場合の贈与税負担額を、相続時精算課税制度適用により計算された税額までとする。

（事業承継税制における贈与税の納税猶予制度と相続時精算課税制度との併用が可能となった）

##### 相続税の納税猶予制度における要件の緩和

… 非上場株式の贈与者が死亡した場合の当該制度における認定相続承継会社の要件について、その株式が非上場株式に該当するという要件を撤廃する。

##### セーフティネット規定の創設

… 災害や経営環境の激変時における雇用維持の困難化に対応するためのセーフティネットの創設。

このように、ここ数年にわたり改正が進められてきたが、平成30年度においては、緊急性を要するものとして更に踏み込んだ改正が行われることとなった。次にその内容について解説したい。

## 2. 平成30年度税制改正の内容

平成30年度税制改正の中の事業承継税制における改正は、従来の制度に対する特例制度という位置付けである（以下、「特例制度」と呼ぶ）。したがって、この特例制度を利用する側にとっては、現行の制度と今回の特例制度の選択適用が可能ということになるが、その内容から明らかに特例制度を選択した方が有利にな

るといふものである。但し、この特例制度には適用期限があり、適用を受けるためにはこの制度を理解し、早めの対応をする必要がある。

#### (1) 対象となる株式

現行制度では、相続税・贈与税ともに、事業承継税制の対象となる株式は、その法人の発行済株式総数の3分の2までであったが、特例制度においては、その全部が対象となった。

#### (2) 相続税の猶予対象となる相続税額

現行制度では、相続税の納税猶予の適用対象となる株式は、その評価額(課税価格)の80%相当の金額に対応する相続税額となっていた。これが、特例制度にあつては、その100%、つまり評価額の全部について、その対応する相続税額が納税猶予の対象となった。

これにより、(1)と合わせると、相続税の納税猶予の対象となる株式は、発行済株式総数の3分の2の更に80%、すなわち約53%相当までであったのが、特例制度では、100%が対象とされることになった。

#### (3) 雇用確保要件の実質撤廃

贈与又は相続が発生してから5年間は事業継続期間とされており(詳細は後述する)、一定の要件を満たさなければ、認定が取り消され、猶予されていた税額の納税が必要となる。その要件のひとつに雇用確保要件がある。その5年間の平均従業員数が80%を下回らないようにしなければならないとする要件が存在していた。

これが特例制度では実質上撤廃される。これは雇用減少の原因が経営状況の悪化などである場合に、そうした理由を記載した書類を都道府県に提出すれば、認定が取り消されることはないというものである。

但し、その理由を記載した書類は、認定経営革新等支援機関からの指導・助言を受け、その内容を記載する必要があることに留意が必要である。

#### (4) 複数の株主から複数の代表権のある後継者への承継が可能に

現行制度では、相続又は贈与による経営権の承継は、一人の先代経営者から一人の後継者へというパターンしか認められていなかった。

これが、特例制度においては、親族外を含めた複数の株主から、代表権を有することとなる複数の後継者(最大3人)への承継が可能になった。中小企業の経営の実情に合わせて、多様な柔軟な事業承継を支援していこうという考え方が色濃く出たものと考えられる。但し、後継者が2名もしくは3名となる場合は、その上位2名もしくは3名がそれぞれ、発行済株式総数の10%以上を有している必要がある。

#### (5) 相続時精算課税制度の適用範囲の拡大

現行制度では、相続時精算課税制度が想定していたのは、その適用対象者をその贈与をした者の推定相続人又は孫であった。平成29年度の税制改正で、事業承継税制と相続時精算課税制度との併用が可能となったが、今回の特例制度では更に踏み込んで、後継者が推定相続人や孫でない場合でも、相続時精算課税制度を使えるようにするというものである。但し、相続時精算課税制度そのものもつ贈与者と受贈者の年齢要件（贈与者はその贈与の年1月1日において60歳以上、受贈者は同日において20歳以上）はそのままである。

#### (6) 特例承継期間経過後の減免

現行制度では、民事再生・会社更生時にその時点の評価額で相続税を再計算し、相続があった時の相続税額との差額となる猶予税額を免除する規定がある。これが特例制度では、譲渡時や合併による消滅時及び清算時にも同様の制度が導入され、一部相続税が減免される。但し、譲渡や合併による消滅の場合は相続税評価額の50%を下限として計算されることとなる。

### 3. 実際に適用をうけるために留意すべき点

まず、前提として、今回の特例制度の対象とするのは、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与等により取得する財産に係る贈与税又は相続税である。

#### (1) 特例承継計画の提出

今回の特例制度は、中小企業の事業承継について緊急に対応すべきであるものとの位置付けから、適用期間を区切った制度となっている。

まず、この特例制度の認定を受けたい場合は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受ける必要がある。この認定を受けた会社のことを「特例認定承継会社」と呼ぶ。

またここにいる「特例承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であり、その会社の後継者（特例後継者）や承継時までの経営見通し等が記載されるものを指す。

#### (2) 後継者（特例後継者）の要件

特例後継者は、その当該特例認定承継会社を承継する（最大3人の）後継者のことであり、その会社の代表権を有し、同族関係者と合わせてその会社の総議決権数の過半数を有する者であって、当該同族関係者のうち、その会社の議決権を

最も多く有する者(後継者が2名、3名の場合はその議決権数において上位2名、3名に該当し、その会社の総議決権数の10%以上を有する者に限る)のことをいう。

また、贈与税の場合は年齢が20歳以上であること、贈与の日まで継続して3年以上役員であるという要件がある。この「継続して」というのが大事で、一旦退任している場合は、その時点で就任期間が一旦リセットされることに注意が必要である。

相続税については、「継続して3年以上役員」という要件はない。相続はいつ起こるかわからないからこうした要件を設定すると、相続が起こったときに間に合わないケースが続出してしまう可能性があるためである。しかし、相続開始時に役員に就任していなければならないことには注意が必要である。つまり、相続が起こってから慌てて後継者を取締役登記をしても特例制度を受けることはできないことになる。但し、亡くなった先代(被相続人)が60歳未満であった場合はこれらの要件はない。

また、相続開始後5か月以内にその会社の代表者となっている必要があり、更に相続開始後8か月以内に認定申請書を提出する必要がある。

### (3) 従業員の要件

まず、基本的な要件として、相続開始時又は贈与時において、常時雇用している従業員が一人以上いる必要がある。ここにいう従業員とは、「役員ではないこと(使用人兼務役員を除く)」「社会保険に加入していること」というものがある。

### (4) 制度が使える中小企業の要件

企業規模としては、中小企業基本法上の中小企業ということになるが、具体的には資本金額又は従業員数で上限が設けられており、ここでその詳細は割愛するが、ただ、我々税理士が顧問先となる中小企業はほとんどが該当することとなると思われる。

むしろここで注意したのは、「資産管理型会社」と認められた場合に適用の対象外となってしまうことである。

### (5) 資産管理型会社

今回の特例制度では、資産管理型会社を認定の対象外としている。ここにいう資産管理型会社とは、総資産に占める「特定資産」の割合が70%以上の会社(資産保有型会社)や、「特定資産」の運用収入の総収入金額に占める割合が75%以上である会社(資産運用型会社)が対象外となる。但し、こうした会社であっても常時雇用従業員数が5名以上であり、事務所や店舗、工場を所有又は賃借して、贈与又は相続開始の日まで引き続き3年以上にわたり、商品販売や貸付、サービスの提供といった業務を対価を得て行っている会社であれば、「事業実態がある会

社」として認定の対象となる。

なお、ここにいう「特定資産」とは、有価証券、遊休不動産、販売用及び賃貸用不動産、ゴルフ会員権、絵画や貴金属、現預金、後継者とその親族等に対する貸付金等を指す。

#### (6) 納税猶予の取消事由

贈与税及び相続税の納税猶予が取り消されると、その猶予されていた税額及び利子税を納付すべきこととなる。5年間の事業承継期間中における主な取消事由を以下に列挙する。

- 後継者と同族関係者の有する議決権数が総議決権数の50%以下となること
- 後継者以外の同族関係者の議決権数が後継者の議決権数を超えること
- 都道府県への報告を怠った、或いは税務署への書類の提出を怠ったこと
- その会社が非上場会社に該当しないこととなったこと
- その会社が風俗営業会社に該当したこと

また、5年間の事業承継期間が経過した後でも、納税猶予が取消となるケースとしては以下のものがある。

- その会社が資産保有型会社、又は資産運用型会社となったこと  
(但し、事業実態要件を満たしていれば、取消とはならない)
- 主たる事業活動から生じる収入金額が零となった場合
- その会社が資本金の額又は準備金の額を減少した場合  
(無償減資や欠損填補のための減資を除く)
- その他、会社が一定の会社分割、組織変更を行った場合

## 4. 手続について留意すべき点

### (1) 認定を受けるための手続

この特例制度の認定を受けたい場合は、先述したとおり、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に、特例承継計画を記載した書類及び認定申請書を都道府県に提出し、その認定を受けなければならない。この特例承継計画の提出こそが制度の適用を受けるための出発点となる。そして、この特例承継計画は、認定経営革新等支援機関の指導・助言を受けたものでなければ提出できないということもまた先述したとおりである。

## (2) 納税猶予の適用を受けるための手続

ここからは、実際に株式の贈与があった場合、或いは相続が発生した場合の手続について説明する。先述した特例承継計画を平成30年4月1日から平成35年3月31日までに提出したことを前提として説明する。

### ① 贈与税の場合

後継者へ株式の贈与を行った場合、その贈与があった年の翌年1月15日までに都道府県に対して認定申請を行う必要がある。そして、その申請を行うことにより、都道府県から認定書が交付され、その後の3月15日を提出期限とする贈与税の申告書に添付する必要がある。

これらの提出により、その3月15日の翌日から5年間がいわゆる「事業継続期間」とされ、この事業継続期間中、毎年決められた時期に都道府県と税務署に対し、事業継続に関する報告書を提出し、事業が継続していることの確認を受けることになる。

また、事業承継期間が経過した以降は、3年に1度事業継続に関する継続届出書を税務署に提出していくことになるが、都道府県への提出の必要はなくなる。

### ② 相続税の場合

会社の代表者に相続が発生した場合、その会社は早急に後継者を決定し、その相続開始後8か月以内に都道府県に対して認定申請を行う必要がある。そして、その申請により都道府県から交付を受けた認定書を、その後に提出する相続税の申告書に添付する必要がある。

これらの提出により、その相続税申告書の提出期限から5年間が「事業継続期間」とされ、その事業継続期間中の毎年決められた時期に都道府県・税務署に対する報告義務があること、そして事業継続期間経過後に3年に1度の税務署に対する継続届出書を提出する必要があることは贈与税の場合と同様である。

また相続税の場合に注意すべき点として、贈与とは違い、相続はいつ発生するかわからない。「特例承継計画」は必ず平成35年3月31日までに提出しなければならないが、その予定していた提出を行う前に相続が発生してしまう場合がある。ただ、このような場合でも、期限までに「特例承継計画」を提出することにより、この特例制度の適用を受けることは可能であるため、この点には留意が必要である。

## 5. まとめ

以上のように、平成30年度税制改正における事業承継税制は、中小企業の経営者の高齢化が進む中、その代替わりがなかなか進んでおらず、日本の産業を支える中小企業の事業継続を支援するための改正として踏み込んだ内容となっている。我々税理士は、この特例制度を十分に理解し、関与先の企業の状況をよく把握した上で、その事業継続のための的確なアドバイスをすることが求められよう。

今回の特例制度が10年間の時限立法であること、中でも、この特例制度の適用を受けるための大前提である、特例承継計画の提出期限は平成35年3月31日であり、時間の猶予はあまり多くないと考えられる。早め早めの対応が必要となろう。

最後に、今回の事業承継税制における改正について、中小企業庁から公表されたものがあるので、参考にしていきたい。

《 関連ホームページ 》

平成30年度中小企業・小規模事業者関係 税制改正について（中小企業庁）  
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2017/171225zeiritu.pdf>